

## 田野町地域活性化イベント支援事業費補助金交付要綱

令和6年6月11日 田野町要綱第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、田野町地域活性化イベント支援事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 田野町の地域活性化の推進及び住民活力のある地域社会の形成、交流人口の増加並びに若者の移住・定住促進に資する地域活性化を目的とするイベントを町内で実施する団体等に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象団体等)

第3条 補助対象団体は、活動拠点を町内に有する次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

- (1) イベントを実施するために組織する実行委員会
- (2) 住民及び事業者等で組織する団体
- (3) その他町長が特に認める団体

2 次の各号のいずれかに該当する団体は補助対象外とする。ただし、田野町内の自治会においては、この限りでない。

- (1) 政治活動、宗教活動を目的とする団体
- (2) この要綱に基づく補助金以外に町から補助金、負担金等の金銭的な補助を受けている団体
- (3) 反社会的組織等公序良俗を害する団体

(補助対象事業)

第4条 補助対象団体等が主催する次の要件を全て満たすイベントとする。

- (1) 地域活性化に効果的であり交流人口の促進を図る事業
- (2) 町内で開催する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象事業としない。

- (1) 宗教の勧誘やその信仰又は主として営利活動を目的としたもの
- (2) 政治上の主義を推進・支持し、またはこれに反対するもの
- (3) イベントや事業に係る全ての業務を補助対象者以外に委託するもの
- (4) 既に着手している事業
- (5) その他町長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から当該事業にかかる収入金額を控除した額とし、1千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

2 補助金の額は、1事業50万円を限度とする。

3 補助金の申請は、1年度1団体あたり1事業を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、田野町地域活性化イベント支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は前条の規定による申請が適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、田野町地域活性化イベント支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 申請者は、補助事業について次の各号のいずれかの変更を行おうとするときは、あらかじめ田野町地域活性化イベント支援事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の延期・中止

(2) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

(3) 事業内容の重要な部分に関する変更

2 前項の規定による町長の承認については、田野町地域活性化イベント支援事業費補助金変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 町長は、申請者が当該補助金等の交付条件に違反したと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、事業完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに田野町地域活性化イベント支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第 12 条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、それを審査し、適当と認めるときは、補助すべき額を確定し、田野町地域活性化イベント支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 13 条 申請者は、前条の通知を受けた後に、田野町地域活性化イベント支援事業費補助金請求書（様式第 7 号）により、町長に本補助金の交付を請求するものとする。ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前に概算払することができる。

2 申請者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、田野町地域活性化イベント支援事業費補助金概算払請求書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

3 前金での概算払については、事業計画に基づく真に必要な額とし、前金による概算払額は交付決定額の 1 割を留保するものとする。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 6 月 11 日から施行する。

## 別表（第5条関係）

## 補助対象経費

区 分	内 容
報償費	出演者等に対する謝金
旅費	出演者等に対する旅費、宿泊費
会議費	会場借用費・会場設営費
役務費	郵便運搬に要する経費
広告宣伝費	チラシ・ポスター作成に要する経費
イベント費	他の項目に属さないイベント経費
賃借料	機材等レンタルに要する経費
消耗品費	備品と解されるものを除く事務用品等消耗品費
委託費	警備等に要する経費
光熱水費	水道・電気・ガス・燃料等の経費
雑費	保険・手数料等に要する経費
その他	上記以外で町長が認める経費